

原子力損害賠償紛争審査会におけるこれまでの取組

令和 3 年 2 月 8 日

原子力損害賠償紛争審査会事務局

1. 中間指針等の策定

原子力損害の賠償に関する法律第 18 条第 1 項に基づき、東電福島原発事故に関して、原子力損害の賠償を円滑に進められるよう、その紛争についての和解仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等の業務を行わせるため、平成 23 年 4 月 11 日、原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）を文部科学省に設置した。

審査会においては、被害者の迅速な救済を図るため、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等についての指針を策定し、自主的避難等、政府による避難指示区域等の見直し、農林水産物等に係る政府の指示、帰還困難区域の避難指示が長期化することが想定される状況等を踏まえた、時宜を得た対応を行ってきた。

これまで審査会において策定してきた中間指針等の主な内容は以下のとおり。

指針等	主な内容
第一次指針 (平成 23 年 4 月 28 日)	【政府指示等に基づく行動等に伴う損害】 政府指示等に基づく行動等に伴う一定の範囲の損害について、基本的考え方を示したもの（避難費用、営業損害、就労不能等に伴う損害、財物価値の喪失又は減少等、生命・身体的損害等）
第二次指針 (平成 23 年 5 月 31 日)	【平成 23 年 5 月 31 日時点で追加的に整理可能な損害】 第一次指針の対象外の事項のうち、平成 23 年 5 月 31 日時点で追加可能な事項を整理したもの（避難生活等に伴う精神的損害、一時立入費用、帰宅費用、いわゆる風評被害等）
第二次指針追補 (平成 23 年 6 月 20 日)	【避難生活等に伴う精神的損害】 第二次指針で賠償すべき損害と認められた避難生活等に伴う精神的損害について、その損害額の算定方法を示したもの
中間指針 (平成 23 年 8 月)	【原子力損害の当面の全体像】 第一次指針、第二次指針、第二次指針追補で示した損害

<p>月 5 日)</p>	<p>の範囲も含め、本件事故による原子力損害の当面の全体像を示したもの</p> <p>①政府による避難等の指示等に係る損害（対象区域：避難区域、屋内退避区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点等） 検査費用（人）、避難費用、一時立入費用、帰宅費用、生命・身体的損害、精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）、財物価値の喪失又は減少等</p> <p>②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害 営業損害、就労不能等に伴う損害</p> <p>③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害 営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）</p> <p>④その他の政府指示等に係る損害 営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）</p> <p>⑤いわゆる風評被害 営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物） （分野）農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業等、輸出</p> <p>⑥いわゆる間接被害</p> <p>⑦放射線被曝による損害</p> <p>⑧その他 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整、地方公共団体等の財産的損害等</p>
<p>第一次追補 （平成 23 年 12 月 6 日）</p>	<p>【自主的避難等に係る損害】 自主的避難等に係る損害の対象区域及び損害項目（精神的損害、生活費の増加費用等）を示したもの</p>
<p>第二次追補 （平成 24 年 3 月 16 日）</p>	<p>【政府による避難指示区域等の見直し等に係る損害】 政府による避難指示区域等の見直し等を踏まえて、中間指針及び第一次追補の対象となった政府による避難等の指示等に係る損害、自主的避難等に係る損害等に関し今後の検討事項とされていたこと等について、平成 24 年 3 月 16 日時点で可能な範囲で考え方を示したもの</p> <p>①避難指示区域（避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域）の避難費用及び精神的損害</p>

	<p>②旧緊急時避難準備区域の避難費用及び精神的損害</p> <p>③特定避難勧奨地点の避難費用及び精神的損害</p> <p>④避難指示等に係る営業損害、就労不能等に伴う損害</p> <p>⑤避難指示区域の不動産の価値の喪失又は減少等</p> <p>⑥自主的避難等に係る損害</p> <p>⑦除染等に係る損害</p>
<p>第三次追補 (平成 25 年 1 月 30 日)</p>	<p>【農林漁業・食品産業のいわゆる風評被害に係る損害】</p> <p>農林漁業・食品産業のいわゆる風評被害について中間指針策定後の状況を踏まえて新たな産品・地域を追加したもの</p>
<p>地方公共団体の 税収減について (平成 25 年 10 月 1 日)</p>	<p>【地方公共団体の税収減】</p> <p>一般に税収減を地方公共団体の損害として賠償の対象と認めることは困難であるが、少なくとも以下のような本件事故による税収の減については、賠償すべき損害として認めることができ得ることを示したもの</p> <p>○目的税を財源とする事業のように税収と事業支出の連動性が高い事業であって、交付税による財源措置がされず、事故後も実施が必要な事業に係る税収の減</p>
<p>第四次追補 (平成 25 年 12 月 26 日)</p>	<p>【避難指示の長期化等に係る損害】</p> <p>避難指示が長期化した場合に賠償の対象となる範囲、避難指示解除後に精神的損害及び避難費用が賠償の対象となる期間並びに移住や帰還等に伴う住居確保に要する費用のうち賠償の対象となる範囲を示したもの</p>
<p>第四次追補の一部改定 (平成 28 年 1 月 28 日)</p>	<p>【住居確保損害】</p> <p>中間指針第四次追補に示されている住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の改定をしたもの</p>
<p>第四次追補の一部改定 (平成 29 年 1 月 31 日)</p>	<p>【住居確保損害】</p> <p>中間指針第四次追補に示されている住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の改定をしたもの</p>
<p>地方公共団体における不動産の賠償について (平成 29 年 9 月 13 日)</p>	<p>【地方公共団体における不動産の賠償】</p> <p>公有財産については、中立的かつ公平な賠償の観点等から民間財産とは賠償における取扱いを異なるものとするを基本とすることが適当であり、当該不動産の賠償については、事故による一定期間の利用阻害により、行政的な</p>

	利用による利益を享受ないし提供することができなかったことを損害とみなして、一律の基準による賠償を行うことが適当であると示したもの
地方公共団体におけるインフラや山林の取扱いについて (平成 30 年 1 月 17 日)	【地方公共団体におけるインフラや山林の取扱い】 インフラについては、原則として損害はないものの、本来の機能や役割を果たすための追加的な原状回復費用などは、賠償の対象とすることが適当であり、山林については、防災林などについてはインフラと同様の扱いとするものの、販売を目的とする営林などにおける収入の減少や追加的費用を要するものについては、賠償の対象とすることが適当であると示したもの
第四次追補の一部改定 (平成 31 年 1 月 25 日)	【住居確保損害】 中間指針第四次追補に示されている住居確保損害に係る福島県都市部の平均宅地単価の改定をしたもの

2. 被災地での調査活動等

(1) 専門委員等の活動

中間指針等の策定に当たり、審査会においては、関係府省庁に加え、地方公共団体、事業者団体等からのヒアリングを行った。また、専門委員を委嘱し、様々な分野※について、関係者からの損害状況のヒアリング、風評被害などの綿密な被害状況調査を実施し、これらのものをまとめた専門委員調査報告書を作成するとともに、被災地を訪問し、原子力損害の状況や賠償の進捗具合等を確認してきた。

※農林漁業、建設・不動産、製造業、食品産業、上水道、下水道、情報通信、運輸・物流、中小企業、小売り・卸売業、金融、サービス業、観光、学校・スポーツ・文化、医療・福祉・勤務者等、地方公共団体、その他

(2) 被災地における意見交換等

中間指針第 4 次追補策定後も、中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、定期的に被災地を訪問し、地元首長や地元関係者との意見交換等を行った。具体的な訪問先などは以下のとおりである。

○平成 26 年 9 月 24 日 田村市～川内村～富岡町～檜葉町

- 平成 27 年 12 月 4 日 飯館村～南相馬市～浪江町～川俣町
- 平成 28 年 7 月 27 日 川内村～大熊町～双葉町～葛尾村
- 平成 29 年 10 月 3 日 富岡町～浪江町～南相馬市
- 平成 30 年 7 月 24 日、25 日 川俣町～飯館村～双葉町～大熊町～葛尾村
- 令和元年 7 月 24 日、25 日 富岡町～大熊町～檜葉町～双葉町～浪江町
- 令和 2 年 9 月 2 日 南相馬市～双葉町～大熊町

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

(1) 原子力損害賠償紛争解決センターの設置

東電福島原発事故に係る原子力損害の賠償に当たっては、和解の仲介の申立てが多数行われることが予想された。このため、平成 23 年 8 月 5 日、審査会は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）の設置を決定した。平成 23 年 9 月 1 日に、ADRセンターの東京事務所（東京都港区）及び福島事務所（福島県郡山市）を設置し、和解仲介手続を総括する総括委員会の下、仲介委員による和解仲介手続を開始した。また、和解の仲介の申立てに關してできる限り被害者の居所等の近くで話し合いを実施できるようにするなど、きめ細やかな対応を行うため、平成 24 年 7 月 1 日、福島県内の 4 か所（福島県福島市、会津若松市、いわき市及び南相馬市）に福島事務所の支所を設置した。

(2) 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介の状況

ADRセンターでは、被害者が簡易かつ迅速に紛争を解決できるよう、弁護士資格を有する仲介委員が中立・公正な立場から、被害者の個別具体的な事情に応じて和解仲介手続を行っている。被害者からADRセンターへの和解仲介の申立件数は、令和 2 年 12 月末時点において約 2 万 6 千件である。このうち、ADRセンターによる和解仲介手続が終了した件数は 2 万 5 千件以上であり、その 8 割程度に当たる 2 万件以上の和解が成立していることから、ADRセンターは紛争の解決に大きく貢献している。

また、ADRセンターからのお知らせ等を記載した広報媒体の作成・配布、福

島県内地方公共団体等の広報紙・ホームページへの案内記事掲載、新聞広告の掲載を行うとともに、各団体主催の原子力損害賠償に関する説明会への調査官の派遣を実施した。

さらに、ADRセンターで実施していた和解仲介の結果を広く周知し、被害者の方々に今後の賠償の参考としていただくため、和解事例をまとめた事例集を公開している。